

SR-CF工法技術の運用管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、SR-CF工法研究会（以下「本会」）会則（以下「会則」）第1条（名称）第2項に定める「SR-CF工法（以下「本工法」）技術」に関し、本会の会員により、本工法の技術が適切に運用され、工事の実施にあたって技術の品質が均質、且つ、安定的に確保され、また、技術の維持・向上が図られることを目的とするものである。

(本規則で取扱う技術と用語の定義)

第2条 本規則で取扱う技術は、会則別表3第1条第1項に定める技術とする。

2. 本規則で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 技術評価書：一般財団法人日本建築防災協会より取得した別表記載の技術評価に関わる評価書（以下「本技術評価書」という。）
- (2) 指針：技術評価の対象である「既存建築物の耐震改修設計施工指針」（以下「本指針」という。）をいう。
- (3) 本技術評価取得会社：技術評価書に記載の技術評価を受けた会社をいう。
- (4) 本指針記載会社：本技術評価書の対象となる指針の「本分掌業務範囲」に記載されたSR-CF工法研究会会員（以下「理事会員」という）会社をいう。
- (5) 本分掌業務：本指針に「SR-CF工法研究会会員の業務範囲」として記載された、理事会員それぞれの分掌業務範囲をいう。

第2章 技術の保全

(技術の維持)

第3条 本会は、前条第1項に定める技術の品質及び信頼性を将来に亘って維持・確保するために、技術内容の維持、不具合の改善等に関する活動を実施する。

2. 本会は、会則第21条に定める専門部会を組織し、「技術評価書」及び、「指針」等の内容に従って各会員が適切に工事を実施するために必要な運用諸施策を立案・展開する。
3. 会員は、前項の運用施策を実施するにあたって、指針及び、会則等に従って夫々の責任で遂行するものとする。

(技術の更新)

第4条 本技術評価取得会社は、会則第6条第2項第1号に定める技術を、一般財団法人日本建築防災協会から取得した技術評価の有効期間内に、共同で技術評価を更新（以下「定時更新」）するものとする。

2. 前条の定めによって得られた成果等、又は、次条の定めによって得られた改良技術等を基に技術評価を更新するときは、理事会で指針を見直しする

(技術の改良・改善)

第5条 理事会は、本工法の実施にあたり指針記載内容の改善ないし指針に沿った実施方法の改善を行った会員からの改善情報を可能な限り収集し、内容を審議し、有効なものは会員に周知することにより、本工法の改良を図る。

2. 前項の改良・改善技術について、品質性能・経済性等の面において著しい効果がある場合、理事会はその改良・改善技術を評価のうえ、適時な技術評価の更新（以下「適時更新」）の対象技術とし、本指針に改良・改善技術の追加等を行うものとする。

(本工法等の施工実績報告)

第6条 会則第6条第3項第9号に定める本工法等の施工実績報告は、研究会ホームページ掲載及び技術評価更新時実績報告に必要な本工法の適用範囲区分と、それ以外のCFアンカーを使用した工事区分に仕訳して、次の項目について都度行うものとする。なお、施工場所は日本国の内外を問わない。(報告書書式は別表2「定着アンカー工法施工実績報告書」参照)

(1) 本工法採用工事案件名称 (必要に応じて某名表示可)

(2) 同上案件の属性 (官公庁・民間の発注者区分、建築・土木の分野区分)

(3) 工事場所所在地 (県名、日本国外の場合は国名及び地域名)

(4) 補強工事の竣工 (又は完了) 年月

(5) 補強部位の既存コンクリート強度

(6) CFアンカーを用いた補強部位区分

①技術評価報告書記載の本工法適用範囲： 既存コンクリート強度 11.8 N/mm^2 以上の壁付柱、梁、壁それぞれの補強部位とする。

②本工法適用外区分：本工法適用外コンクリート強度箇所の補強部位及び床などの補強部位、その他土木構造物名の補強部位とする。

(7) 補強目付け面積 (CFアンカー使用による補強面積、炭素繊維を用いた全体の補強面積)

(8) 施工会員名

2. 前項において、会則第6条第2項第2号の規定による特許権の実施許諾を受けた会員が特許権者に対して使用実績を報告した案件については、当該会員は、当該報告をもって前項の施工実績報告に代えることができる。但し、日本国外等の案件については前項によるものとする。

3. 前項において、特許権者は特段の理由のない限り、会員から報告された特許使用実績を本会へ定期的に報告するものとする。報告項目は本条第1項に定める項目から施工会員名を除いた項目とする。

4. 第2項、第3項に関わる当該特許権の失効後においても、本工法 (CFアンカーを使用した工事) の施工実績を第1項に従い報告をするものとする。

(技術評価更新時の申請者等)

第7条 第4条又は、第5条に定める技術評価の定時更新、又は、適時更新の申請者は、原則として、更新申請する本技術評価取得会社の連名とする。

2. 前項の更新申請にあたって連名より外れる本技術評価取得会社がある場合、理事会は、その取り扱いを別途定めるものとする。

第3章 使用材料

(指定材料)

第8条 本工法で使用する材料のうち、指針の定めに従って使用する材料(以下「指定材料」)は、本分掌業務に基づく材料供給会社(以下「材料供給会社」)の供給する炭素繊維シート、及び、炭素繊維ストランド・CFアンカー、並びに、エポキシ樹脂とする。

2. 第5条に定める改良・改善技術で技術評価の更新の対象となる指定材料は、第10条の評価試験基準に適合し、理事会で承認された材料とする。

- (1) 指定材料として本会の承認を取得しようとする前項の材料供給会社は、別途理事会が定める「指定材料申請書」に第10条に定める評価試験の成績書、及び、施工手順(要領)書等を添えて本会に申請する。

- (2) 理事会は、速やかに申請者に対して指定材料として承認の可否を通知するものとする。

- (3) 製造中止などの理由で指定材料の承認を取消す場合には、別途理事会が定める「指定材料承認取下げ書」を添えて本会に提出する。

3. 材料供給会社は、前項の指定材料として承認された材料、及び、指定材料の承認を取り消された材料については、他の会員に告知する。

4. 指定材料として承認された材料については、指定材料の材料供給会社が「SR-CF工法指定材料」を標榜することができる。

(指定材料の供給)

第9条 指定材料の供給者は、本分掌業務に基づく材料供給会社とする。

2. 指定材料の供給先は、本工法を施工する会員、又は、会員が施工する工事の元請企業とする。

(評価試験)

第10条 第8条第2項に定める評価試験の試験方法、材料の品質規格、及び、材料の組合せ等の試験方法及び判定にかかわる詳細は、理事会が別途定める「評価試験基準」による。

2. 評価試験は、理事会が承認した機関で実施するものとする。

3. 評価試験に要する費用は、申請者負担とする。

第4章 施工者（施工技能者・施工管理者）

（本工法の施工体制）

第11条 個別案件において本工法を施工する会員は、本会が実施するSR-CF工法設計・施工講習会（以下「設計・施工講習会」）を受講した施工技能者、施工管理者を配置のうえ、施工しなければならない。

2. 一般会員においては、設計・施工講習会を受講した施工技能者、及び、施工管理者を配置するとともに、本分掌業務に基づく本技術評価取得会社からの施工指導を受けて、本工法の施工を実施しなければならない。但し、施工品質が長期間に渡り安定的に確保されている一般会員であると理事会が判断した場合は、その一般会員につき施工指導を免除することがある。
3. 本工法を施工する会員、又は、関係する会員は、設計図書、施工計画書（施工図を含む）の記載事項に、指針記載事項にそぐわない事項があると知り得たとき、速やかに相手方にその是正の手続きを行い適正な施工を実施するものとする。

（設計・施工講習会）

第12条 設計・施工講習会の開催は、本会の年度計画に基づき実施する。

- （1）設計・施工講習会の開催は、原則として年2回の定期開催とする。但し、一般会員の入会状況、工事量の拡大等を踏まえ開催回数を増すことがある。
 - （2）第4条の定めにより技術評価の更新が実施された場合、既受講者は更新後の技術評価の内容に基づく設計・施工講習会を再度受講しなければならない。以後の更新についても同様とする。但し、理事会が技術評価の更新内容を勘案し、再受講が不要と決議したときは、本号の規定を適用しないものとする。
 - （3）本会は、受講者名の記録を5年間以上保存するものとする。
 - ① 会員は受講者の採用又は退職等の異動時、速やかに本会へ報告するものとする。
 - ② 本会は「毎年度末現在の当該会員の受講者名簿」を当該会員へ提供し受講者の在籍状況調査を依頼する。当該会員はその調査結果を速やかに本会に報告するものとする。
 - ③ 前②の当該会員から報告された受講者在籍状況調査結果を基に、受講者名簿を整備し、本会のホームページ掲載名簿を毎年5月度に更新するものとする。
2. 設計・施工講習会の受講資格は、会員会社に所属する者のうち、次号の資格のいずれかを有する者とする。
- （1）施工技能者において、一般社団法人繊維補修補強協会が付与する「連続繊維施工士」の保有者。又は、炭素繊維シート施工について十分な技能と経験を有すると認められた者。
 - （2）施工管理者において、一般社団法人繊維補修補強協会が付与する「連続繊維施工管理士」の保有者、又は、炭素繊維シート施工について十分な知識を有すると認められた者。
3. 設計・施工講習会の講師は、原則として理事会員会社に所属し、次号の資格を有する

者のうち、理事会が承認した者とする。

- (1) 設計に関する事項については、「一級建築士」の資格を有し、且つ、本工法に精通した者。
 - (2) 施工に関する事項については、設計・施工講習会の受講者。
4. 設計・施工講習会の開催に関わる受講申込・講習カリキュラム等その他詳細は、別途定める「SR-CF工法設計・施工講習会規定」による。

第5章 設計支援・施工指導

(設計支援・施工指導)

第13条 本分掌業務に基づいた、設計者からの要請により実施する設計支援、及び、一般会員からの要請により実施する個別工事案件の施工指導のそれぞれの業務内容等は次号とおりとする。

- (1) 設計支援については、別途定める「SR-CF工法設計指導サービス利用契約約款」による。
 - (2) 施工指導については、別途定める「SR-CF工法施工指導サービス利用契約約款」による。
 - (3) 前各号の設計支援、又は、施工指導時に指針記載事項と相異なる事項を知り得たとき、設計支援、又は、施工指導する本指針記載会社は、速やかにその是正措置を講ずるものとする。
2. 前項の設計支援、又は、施工指導を実施した本指針記載会社は、実施した記録を毎年度初めに本会へ報告するとともに、本会は、その記録を5年間保存するものとする。記録内容は次号のとおりとする。
- (1) 設計又は施工の指導区分
 - (2) 実施年月日
 - (3) 工事案件名
 - (4) 指導の実施者名
 - (5) 被指導会員名又は被指導設計者名
 - (6) 施工指導したときの技術上の不具合・課題などの特記事項

(指導者の資格)

第14条 前条の定めにより実施する設計支援者、及び、施工指導者は、第12条第3項に定める講師の資格と同等の資格（知識・能力、又は、技能）を有する者のうち、本指針記載会社の責任で指名した者とする。

第6章 附則

(表彰・罰則)

第15条 本工法の「品質向上技術の開発に著しい貢献」、「他の会員の模範となる優秀施工」、又は、「普及・発展に寄与」した会員、若しくは、会員に所属する個人に対して、理事会会員の推薦により通常総会時に会長が表彰する。

(1) 表彰基準、手続き等その他の詳細は、別途定める「表彰規定」による。

2. 会員が本規則のいずれかの条項に違反し、本会又は他の会員に重大な被害などを及ぼしたとき、又は、その恐れがある場合に、理事会の決議により当該会員に会則第8条第2項を適用することがある。

(効力)

第16条 本規則は、平成16年6月1日開催の理事会の決議により、同日より施行する。

2. 本規則は、平成21年7月22日開催の理事会の決議により、同日より施行する。

3. 本規則は、平成24年3月22日開催の理事会の決議により、同日より施行する。

4. 本規則は、平成31年1月30日開催の理事会の決議により、同日より施行する。

【別表】 本規則第2条第2項1号関係

一般財団法人日本建築防災協会技術評価更新経過

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 建防災発第1288号 | 平成11年10月取得（独立柱、壁付柱） |
| 2. 建防災発第1399号 | 平成13年2月更新・追加変更（梁、耐震壁追加等） |
| 3. 建防災発第1978号 | 平成18年6月更新・追加変更（新RC耐震診断基準対応等） |
| 4. 建防災発第2762号 | 平成23年7月更新・追加変更（新SRC耐震診断基準対応等） |
| 5. 建防災発第12118号 | 平成25年3月更新・更新 |
| 6. 建防災発第18065号 | 平成30年4月更新・追加変更（新RC耐震診断基準対応等） |
- 有効期限 平成35年3月13日

定着アンカー工法施工実績報告書 (補修補強工事案件別)

報告書 NO. _____ 記入者 所属名: _____
 記入日: 年 月 日 記入者 氏名: _____
 連絡先 TEL: _____

工事案件名			
案件所在地 (都道府県)			
施主名			
元請会社名			
発注会社名(受注先名)			
補修・補強施工会社名(御社名)			
補強詳細	建物の構造形式	RC造・SRC造・その他()	
	コンクリート強度 N/mm^2		
	補強内容	全て指針の適用範囲内・一部指針の適用範囲外・全て指針の適用範囲外	
	判定委員会審査	受審あり・受審なし	
	CFアンカー供給メーカー	日鉄ケミカル&マテリアル(株)・東レ(株)・三菱ケミカルインフラテック(株)	
補修・補強施工期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
報告対象期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
炭素繊維シート等の連続繊維補修・補強全体施工面積		延べ m^2	
内訳	内、定着アンカーの使用による補修・補強面積	延べ m^2	
	内訳	CFアンカーを使用した建築物の壁付柱の補修・補強	m^2
		CFアンカーを使用した建築物の梁の補修・補強	m^2
		CFアンカーを使用した建築物の壁の補修・補強	m^2
		上記を除く建築物の床等の補修・補強	m^2
		土木構造物等の補修・補強	m^2

注) 1. 定着アンカーの使用による補修・補強面積の小数点以下は切捨て。
 2. 内訳欄の補修・補強面積の合計を太枠内に記入して下さい。

定着アンカー工法施工実績報告書 (補修補強工事案件別)

報告書 NO. _____ 記入者 所属名: _____
 記入日: 年 月 日 記入者 氏名: _____
 連絡先 TEL: _____

工事案件名			
案件所在地 (都道府県)			
施主名			
元請会社名			
発注会社名(受注先名)			
補修・補強施工会社名(御社名)			
補強詳細	建物の構造形式	RC造・SRC造・その他()	
	コンクリート強度 N/mm^2		
	補強内容	全て指針の適用範囲内・一部指針の適用範囲外・全て指針の適用範囲外	
	判定委員会審査	受審あり・受審なし	
	CFアンカー供給メーカー	日鉄ケミカル&マテリアル(株)・東レ(株)・三菱ケミカルインフラテック(株)	
補修・補強施工期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
報告対象期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
炭素繊維シート等の連続繊維補修・補強全体施工面積		延べ m^2	
内訳	内、定着アンカーの使用による補修・補強面積	延べ m^2	
	内訳	CFアンカーを使用した建築物の壁付柱の補修・補強	m^2
		CFアンカーを使用した建築物の梁の補修・補強	m^2
		CFアンカーを使用した建築物の壁の補修・補強	m^2
		上記を除く建築物の床等の補修・補強	m^2
		土木構造物等の補修・補強	m^2

注) 1. 定着アンカーの使用による補修・補強面積の小数点以下は切捨て。
 2. 内訳欄の補修・補強面積の合計を太枠内に記入して下さい。

定着アンカー工法施工実績報告書

補修補強工事案件別)

報告書 NO. 1

記入者 所属名 : ●●●●(株)

記入日 : 2019年2月1日

記入者 氏名 : ▽▽太郎

連絡先 TEL : △△-△△△△-△△△△

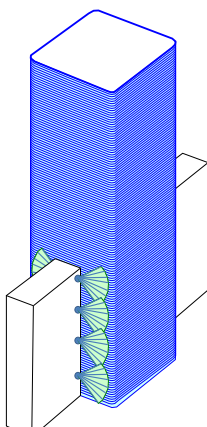
工事案件名	○○マンション耐震補強工事	
案件所在地(都道府県)	東京都	
施主名	○○マンション理事会	
元請会社名	◇◇(株)	
発注会社名(受注先名)	(株)□□□□	
補修補強施工会社名(御社名)	●●●●(株)	
補強詳細	建物の構造形式	RC造・SRC造・その他()
	コンクリート強度(N/mm ²)	21.0
	補強内容	全て指針の適用範囲内・一部指針の適用範囲外・全て指針の適用範囲外
	判定委員会審査	受審あり・受審なし
CFアンカー供給メーカー	日鉄ケミカル&マテリアル(株)・東レ(株)・三菱ケミカルインフラテック(株)	
補修補強施工期間	2019年10月3日	～ 2019年12月26日
報告対象期間	2019年8月1日	～ 2020年1月31日
炭素繊維シート等の連続繊維補修補強全体施工面積		延べ 160 m ²
内訳	内、定着アンカーの使用による補修補強面積	延べ 60 m ²
	CFアンカーを使用した建築物の壁付柱の補修補強	20 m ²
	CFアンカーを使用した建築物の梁の補修補強	30 m ²
	CFアンカーを使用した建築物の壁の補修補強	m ²
	上記を除く建築物の床等の補修補強	10 m ²
	土木構造物等の補修補強	m ²

注) 1. 定着アンカーの使用による補修補強面積の小数点以下は切捨て。
 2. 内訳欄の補修補強面積の合計を太枠内に記入して下さい。

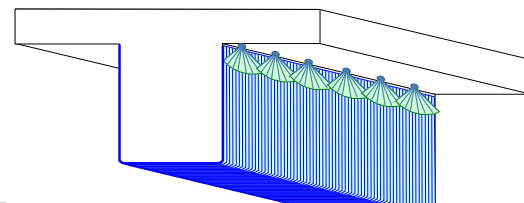
補修・補強面積

<CFアンカーを用いた場合の補強面積>

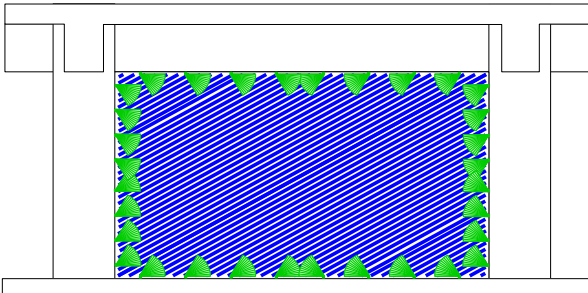
- ・CFシートを貼りつけた部材の表面積(図中の青色部の面積)
- ・CFシートの補強層数によらない



<柱>
CFアンカー使用は部材単位で考える。
上半分も補強面積に算入。



<梁>
貫通型でも埋込型でもCFシートの接着面積のみを算入。



<壁>
両面補強の場合は、片面補強の2倍の補強面積に算入。